



介護の費用

- 1 介護サービスの自己負担額
- 2 介護保険以外にかかる費用
- 3 元気なうちに考えておきたいこと

1 介護サービスの自己負担額

要介護認定を受けた65歳以上の人は介護保険のサービスを利用できます。サービスの自己負担割合は所得によって1割、2割、3割のいずれかになりますが、居宅サービスを利用する場合には介護保険で利用できる額に上限があります。利用限度額は要介護度に応じて決められており、1か月当たりのおおよその利用限度額は次表のとおりとなります。

なお、福祉用具の購入の場合は1年度当たり10万円、住宅改修の場合は現住所につき20万円が上限となります。これらの上限があるサービスを利用したときは、利用限度額までは利用した金額の1～3割を負担し、限度額を超えてサービスを利用した場合は超えた分が全額自己負担となります。

介護サービスの自己負担額が高額になる場合には、一定額を超えた部分が払い戻される制度もあります。例えば要介護3の人が、ほぼ利用限度額いっぱいの25万円の介護サービスを利用した場合、自己負担割合に従って計算した負担金額は2.5～7.5万円となりますが、「高額介護サービス費」制度が適用される場合は、一定額(住民税が課税されている世帯は44,400円)を超えた分の払い戻しを受けることができます。また、介護保険と医療保険の自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に払い戻される「高額医療合算介護サービス費」

という制度もあります。いずれも申請が必要なので介護が始まったら早い機会に手続きの方法を市区町村の介護保険の窓口で確認しておきましょう。

■居宅サービスのおおよその利用限度額と平均費用額(1か月当たり)

要介護度	おおよその利用限度額	受給者1人当たり※1 平均費用額	利用者に占める支給限度額※2 を超えている者の割合
要支援1	50,030円	17,291円	0.4%
要支援2	104,730円	25,590円	0.2%
要介護1	166,920円	75,768円	1.7%
要介護2	196,160円	99,433円	3.6%
要介護3	269,310円	140,611円	3.0%
要介護4	308,060円	173,141円	4.0%
要介護5	360,650円	212,116円	5.0%

(参考)

※1 介護給付費等実態統計月報(平成30年7月審査分)

※2 第145回厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会参考資料(平成29年4月審査分を基に作成)

(例)要介護3の人が30万円/月の介護サービスを利用した場合、自己負担割合が1割とすると、本人の自己負担額は $269,310 \times 0.1 + (300,000 - 269,310) = 57,621$ 円となります。

2 介護保険以外にかかる費用

介護保険が始まって約20年が経ち、介護関連のサービスや製品は身近なものになりました。それでも要介護度に応じた利用限度額を超えて利用した場合の超過分は自己負担ですし、介護保険サービスを利用する場合でも、付随して発生するデイサービスでの食費や施設介護での居住費・日常生活費は全額自己負担です。以下のように、もともと介護保険の対象ではないものもあります。

介護保険の対象とならないもの

- ・栄養食品や宅配弁当
- ・見守りセンサー
- ・おむつ
- ・外出の付き添い
- ・金銭管理
- ・同居家族がいる人の家事援助
- ・遠隔地の家族の交通費
- など

自治体独自のサービスとして配食や有償家事援助、紙おむつの給付や助成を行っているところもあります。こうした情報は地域包括支援センターで得られます。いざ介護というときは、まず地域包括支援センターと覚えておきましょう。

3 元気なうちに考えておきたいこと

介護費用の支出額は、要介護度や家族の状況、在宅介護か施設介護かなどによって変わりますが、生命保険文化センターの調査によると、実際に払った介護費用の平均は月額7.8万円という結果が出ています。また、介護費用は介護が始まったときに自宅の改修や福祉用具の購入、家族が行う諸手配など、介護の態勢づくりにまとまったお金がかかるという特徴があり、こうした一時的な費用は平均で69万円かかっています。

これらに備える方法のひとつとして、生命保険・損害保険の介護保障商品があります。介護費用の特徴を捉えた商品が次々と販売されています。歴史が浅く発展途上の商品といえますから、保険加入を検討するときは、必ず複数の会社の商品を比較するようにしましょう。

親が介護を受けている場合、親に代わって介護費用を親の年金や貯蓄から支出する人も出てくるでしょう。そこで大切になるのが金銭管理です。時折、キャッシュカードを作っていない人がいますが、こうした人が自身で銀行に行けない状態になったとき、せっかくお金があっても引き出すことができないということが往々にして起こります。

病気・介護は誰にでも起こり得ることです。そのときに備えて元気なうちに、「いざ介護となったとき、親自身はどのような心づもりでいるのか?」「どの口座のお金を使えばいいか?」「その口座のキャッシュカードと暗証番号は?」といったことを家族の中で共有しておきましょう。また先々に家族内でお金を巡ってトラブルが起こらないように、ご両親のために使ったお金は明細をきちんと保存しておくこともとても大切です。